

I 子ども・子育て支援新制度

1 制度について

子ども・子育て関連3法※に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」(以下、「新制度」という。)が、平成27年4月から始まりました。

新制度は主に次のような取り組みを進めていきます。

- ・幼稚園と保育所(園)のいいところをひとつにした「幼保連携型認定こども園」の普及を図ります。
- ・保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- ・幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

※子ども・子育て関連3法・・・「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関連法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正)」

◇ 新制度で利用できる教育・保育の場

認定こども園、幼稚園、保育所(園)、地域型保育を利用することができます。

施設名	利用年齢	利用時間	施設の概要
認定こども園	0～5歳	①朝～昼すぎ(3～5歳) ※利用時間の前後や長期休業中に預かり保育を行っている園もあります ②朝～夕(0～5歳) ※保育が必要な場合のみ	保護者が働いている、いないに関わらず、教育・保育を一体的に行う施設
幼稚園	3～5歳	朝～昼すぎ ※利用時間の前後や長期休業中に預かり保育を行っている園もあります	小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設
保育所(園)	0～5歳	朝～夕	共働きなど、家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設
地域型保育(小規模保育等)	0～2歳	朝～夕	家庭的な雰囲気のもとで保育を行う、定員5人以下の家庭的保育や、定員6人～19人の小規模保育などの施設

※実際に受入れている年齢は、各施設で異なります。

※未就園児のプレ保育を行っている幼稚園等もあります。

2 支給認定について

(1) 支給認定とは

保護者の方の就労等の状況によりお子様に保育の必要があるかどうかを3つの認定区分に分けて支給認定をいたします。新制度では、これらの区分(1号認定・2号認定・3号認定)に応じて、幼稚園や保育所(園)などの施設等の利用先が決まります。

支給認定は施設の入所承諾とは異なります。入所が決まった方には入所承諾通知書が別途通知されます。

(2) 3つの認定区分

認定区分	内容	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	お子様が満3歳以上で、教育を希望する場合	※幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子様が満3歳以上で、※「保育を必要とする事由」に該当し、保育所(園)等での保育を希望する場合	保育所(園) 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子様が満3歳未満で、※「保育を必要とする事由」に該当し、保育所(園)等での保育を希望する場合	保育所(園) 認定こども園 地域型保育施設

※「保育を必要とする事由」・・・就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害など

※幼稚園・・・子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園

(3) 保育の必要量(保育時間)

新制度における保育認定では、保育施設の利用時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に分かれます。

必要量の認定区分	内容	利用できる時間
保育標準時間	フルタイム就労を想定した利用時間	最長11時間
保育短時間	パートタイム就労を想定した利用時間	最長8時間

保育標準時間認定の11時間とは、各施設・事業者が定める通常保育を行っている時間帯(利用可能な時間)のことです。

保育標準時間認定の方はこの11時間の範囲内で必要な時間、保育の利用が可能です。

また、保育短時間認定の8時間とは、各施設・事業者が定める上記11時間の範囲内で定める8時間のことです。

保育短時間認定のお子様はこの8時間の範囲内で必要な時間、保育の利用が可能です。

例: 就労時間 + 通勤時間 = 保育時間 ※この時間以外は家庭での保育となります。

保育標準時間と保育短時間の認定については、申請の際に支給認定申請書(兼入所申込書兼保育児童台帳)にご記入いただいた、「希望する利用時間」を基に行っております。

(4) 延長保育

① 延長保育の取扱いについて

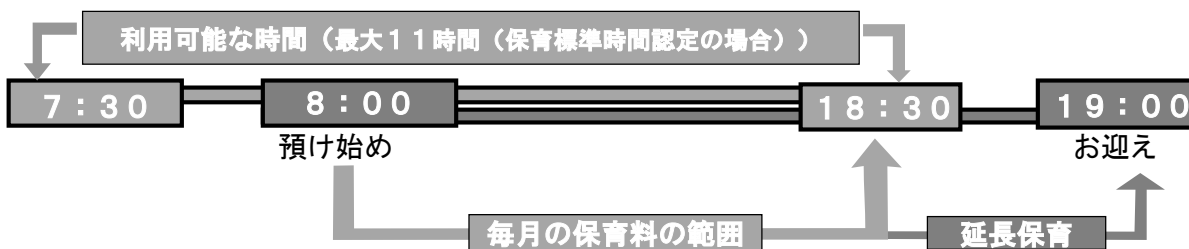
保育標準時間認定の方が、施設が定める11時間を超える保育の利用をする場合、又は保育短時間認定の方が、施設が定める8時間を超える保育の利用をする場合は延長保育の取扱いとなります。

例: 午前7時30分から午後6時30分までの11時間を保育標準時間と設定している施設で、この11時間の前後の保育を利用する場合。

また、午前8時30分から午後4時30分までの8時間を保育短時間と設定している施設で、この8時間の前後の保育を利用する場合。

② 延長保育の保育料について

上記の延長保育を利用する場合は、施設により、延長保育料をお支払いいただく場合があります。



(5) 支給認定期間について

1号認定(教育標準時間認定)の支給認定期間は3年間(小学校就学前まで)を基本とします。

2、3号認定(保育認定)の支給認定期間についても3年間(2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日まで)を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については90日を基本的な有効期間として扱います。

(6) 3号認定から2号認定への切替えについて

お子様が満3歳になられた場合、3号認定から2号認定に切替えとなります。この際、認定の変更手続きは必要ありませんが、市から、2号認定の認定証をお送りいたしますので、お手元に届いた後、3号認定の認定証を市にご提出ください。

※年度途中で3号認定から2号認定に切替わった後も、当該年度中の保育料は3号認定(3歳未満児)の金額となります。

(7) 各種手続について

〈認定の変更〉

次に該当する場合は『支給認定変更申請書』の提出が必要となります。

- ① 転居した場合(市内での転居に限る)
- ② 世帯の状況が変わった場合(婚姻、離婚など)
- ③ 1号認定と2号認定の変更を希望する場合
- ④ 保育標準時間認定と短時間認定の変更を希望する場合
- ⑤ 支給認定期間の変更を希望する場合

〈転出又は退所(園)〉

次に該当する場合は『異動届』の提出が必要となります。

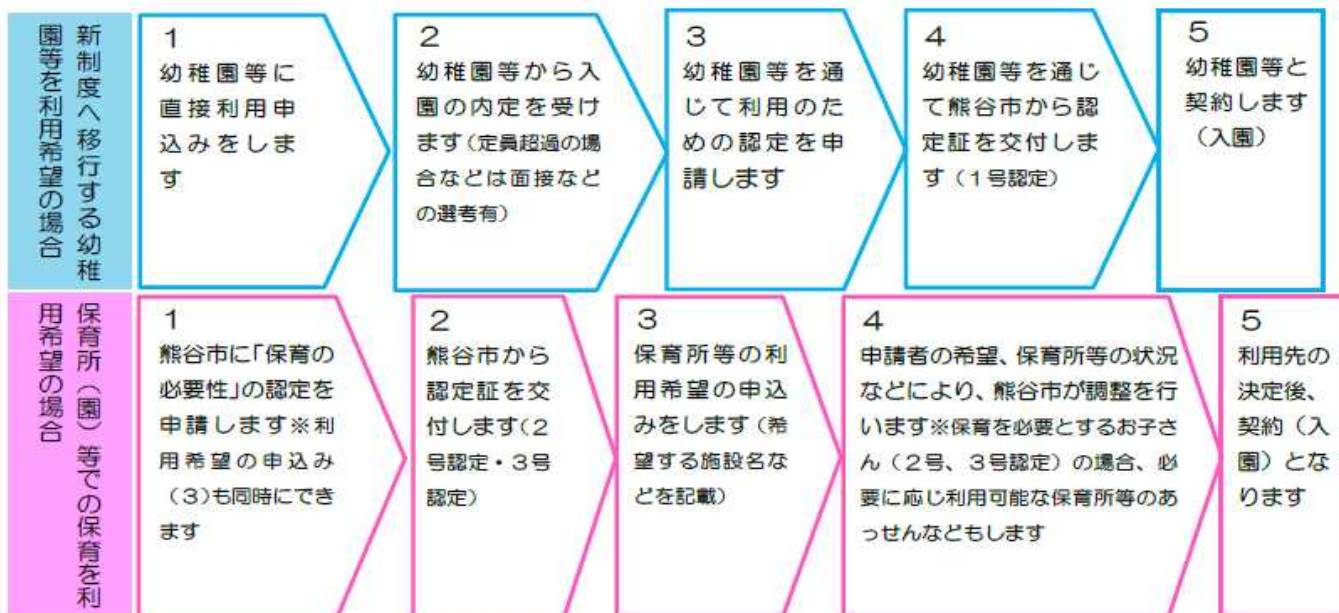
- ① 転出する場合(転出後も同施設の利用を継続する場合を含む)
- ② 退所(園)する場合

〈転入〉

保育施設を利用している方が熊谷市に転入された場合は、熊谷市に対し、改めて『支給認定申請書』の提出が必要となります。

◎保育施設を利用中であっても、就労先が変わった場合は、新しい就労先の『就労証明書』の提出が必要です。

3 申請の流れ



※認定こども園、(新制度に移行した)幼稚園を利用する1号認定のお子様の場合の手続は上段、保育所(園)等を利用する2号・3号認定のお子様は、下段の手続の流れが基本となります。

新制度へ移行しない幼稚園の入園手続は従来どおりとなります。各園に直接お問合せください。

4 保育コンシェルジュについて

◇保育コンシェルジュとは

保育に関する専門の相談員です。保育を希望される保護者に対して、希望や就労状況等を確認しながら、丁寧に相談・情報提供を行います。きめ細やかな寄り添いにより、預け先を探すお手伝いをします。

平成30年度から2名配置しており、熊谷市役所保育課窓口または電話でご相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

◇保育コンシェルジュの役割は？

1 保育施設の利用に関する相談

保育を希望される保護者から相談を受け、希望や就労状況等を確認し、個別のニーズにあった施設をご案内します。

2 入所が保留になっている児童の保護者への寄り添い

入所保留となった児童の保護者へ、現在の状況を確認しながら、情報提供やフォローを行います。

3 保育施設や保育サービスの情報収集

市内にある認可保育施設や保育サービスの情報を集め、保護者へ提供します。
また、保育コンシェルジュによる広報物を作成し、情報を発信していきます。

※保育施設の空き状況等によってはご案内ができない場合やご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

◇こんなとき、ぜひご相談ください！

- ・熊谷市の保育施設はどんなものがあるの？
- ・幼稚園の長時間預かりってなに？
- ・認可保育施設の入所申請をしたが、保留となってしまった。こどもを預けるにはどうしたらいい？
- ・就労時間が短くても預けるところはあるの？
- ・たまにはこどもを預けてリフレッシュしたいけど、預けるところはある？
- ・保育施設の空き状況は？
- ・幼稚園と保育施設って何が違うの？
- ・育休明けの職場復帰が心配。

◇相談を希望される場合

予約優先制です。お電話でご予約をお願いします。

曜日： 月曜日から金曜日

時間： 月曜日 9:00から15:00

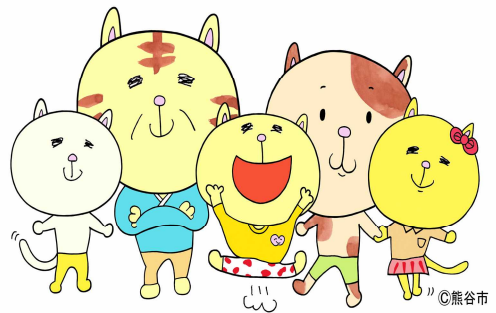
火曜日 9:00から18:00

水曜日 9:00から15:00

木曜日 9:00から15:00

金曜日 9:00から18:00

(ただしお昼休みの12:00から13:00は除く)



お問い合わせ： 048-524-1111(代表) 内線433

5 保育料

◇ 保育料(利用者負担金)について

保育料は、保護者の市民税所得割額の合計額※と、児童の年齢及び認定区分を「利用者負担金基準額(月額)表」に当てはめて、算出した金額を負担していただきます。

※原則として父母の市民税所得割額の合計額で決定いたします。ただし、父母の収入の合算が103万円未満である場合には、同居祖父母等のうち、収入の多い方の市民税所得割額を加えた額で決定します。

※保育料算定の基となる市民税額は、住宅借入金等(取得)特別控除、配当控除、寄付金税額控除等を控除する前の税額で計算します。

※申告内容に相違があった場合等は、保育料が遡って変更になることがあります。

※市民税の申告・修正申告等をされた場合や、世帯に異動が生じた場合は、保育課までお申出ください。保育料が遡って変更になることがあります。

※満3歳になった年度中の保育料は3号の(3歳児未満児)保育料のままとなり、翌年度から2号(3歳児)の保育料となります。

(1) 教育標準時間認定(1号認定)の保育料

→参照P7「◆教育標準時間認定(1号認定)利用者負担金基準額(月額)表」

※認定こども園や新制度へ移行した幼稚園に通う保育を必要としないお子様が対象となります。

※就園奨励費補助金の対象ではなくなります。

※熊谷市立幼稚園に通われるお子様は、市教育委員会が別途定める保育料となります。

※保育料は利用する施設に直接お支払いいただきます。

(2) 保育標準時間・短時間認定(2号、3号認定)の保育料

→参照P6「◆保育標準時間・短時間(2号、3号認定)利用者負担金基準額(月額)表」
(熊谷市立保育所の延長保育料はP7に掲載してあります。)

※認定こども園、保育所(園)、地域型保育(家庭的保育事業、小規模保育事業A・B・C型、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)に通う保育を必要とするお子様が対象となります。

◇ 保育料の切替え時期

新制度では、年度が替わる4月と、住民税が切り替わる9月の年2回、保育料が切り替わります。

例: 令和元年度の保育料について

・平成31年4月～令和元年8月の保育料…平成30年度の市民税所得割額で算定

・令和元年9月～令和2年3月の保育料…令和元年度の市民税所得割額で算定

なお、3号認定のお子様が満3歳の誕生日を迎えた際には、認定区分が2号認定に切替わりますが、当該年度中の保育料はそのまま3号認定の金額となります。

◆保育標準時間・短時間（2号、3号認定）利用者負担金基準額表 ※月額

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）												
階層	定義	3歳未満児				3歳児				4歳以上児				
		保育標準時間	【参考】国基準額	保育短時間	【参考】国基準額	保育標準時間	【参考】国基準額	保育短時間	【参考】国基準額	保育標準時間	【参考】国基準額	保育短時間	【参考】国基準額	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯(以下「被保護世帯等」という。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親が支給認定保護者である世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	A階層を除く市区町村住民税非課税世帯	2,600 (0)	9,000 (0)	2,500 (0)	9,000 (0)	1,800 (0)	6,000 (0)	1,700 (0)	6,000 (0)	1,800 (0)	6,000 (0)	1,700 (0)	6,000 (0)	
C	A階層を除く市区町村住民税均等割りのみ課税世帯	8,600 (4,300)		8,400 (4,200)		6,500 (3,250)		6,300 (3,150)		6,500 (3,250)		6,300 (3,150)		
D	A階層を除き、現年度分市区町村住民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	D1	6,000円未満	9,800 (4,900)		9,600 (4,800)		7,700 (3,850)		7,500 (3,750)		7,700 (3,850)		7,500 (3,750)
		D2	6,000円以上20,000円未満	11,100 (5,550)	19,500 (9,750)	10,900 (5,450)	19,300 (9,650)	8,900 (4,450)	16,500 (8,250)	8,700 (4,350)	16,300 (8,150)	8,900 (4,450)	16,500 (8,250)	8,700 (4,350)
		D3	20,000円以上33,000円未満	12,700 (6,350)		12,400 (6,200)		10,000 (5,000)		9,800 (4,900)		10,000 (5,000)		9,800 (4,900)
		D4	33,000円以上48,600円未満	14,100 (7,050)		13,800 (6,900)		11,800 (5,900)		11,500 (5,750)		11,800 (5,900)		11,500 (5,750)
		D5	48,600円以上59,000円未満	16,800 (8,400)		16,500 (8,250)		14,100 (7,050)		13,800 (6,900)		14,100 (7,050)		13,800 (6,900)
		D6	59,000円以上77,000円未満	21,600 (10,800)	30,000 (15,000)	21,200 (10,600)	29,600 (14,800)	18,200 (9,100)	27,000 (13,500)	17,800 (8,900)	26,600 (13,300)	18,200 (9,100)	27,000 (13,500)	17,800 (8,900)
		D7	77,000円以上97,000円未満	26,500 (13,250)		26,000 (13,000)		22,400 (11,200)		22,000 (11,000)		20,200 (10,100)		19,800 (9,900)
		D8	97,000円以上114,000円未満	30,000 (15,000)		29,400 (14,700)		22,800 (11,400)		22,400 (11,200)		20,600 (10,300)		20,200 (10,100)
		D9	114,000円以上133,000円未満	34,300 (17,150)	44,500 (22,250)	33,700 (16,850)	43,900 (21,950)	25,400 (12,700)	41,500 (20,750)	24,900 (12,450)	40,900 (20,450)	22,200 (11,100)	41,500 (20,750)	21,800 (10,900)
		D10	133,000円以上153,000円未満	36,900 (18,450)		36,200 (18,100)		25,700 (12,850)		25,200 (12,600)		22,400 (11,200)		22,000 (11,000)
		D11	153,000円以上169,000円未満	39,700 (19,850)		39,000 (19,500)		26,000 (13,000)		25,500 (12,750)		22,600 (11,300)		22,200 (11,100)
		D12	169,000円以上189,000円未満	44,000 (22,000)		43,200 (21,600)		26,600 (13,300)		26,100 (13,050)		22,800 (11,400)		22,400 (11,200)
		D13	189,000円以上214,000円未満	44,400 (22,200)		43,600 (21,800)		26,800 (13,400)		26,300 (13,150)		23,000 (11,500)		22,600 (11,300)
		D14	214,000円以上239,000円未満	49,500 (24,750)	61,000 (30,500)	48,600 (24,300)	60,100 (30,050)	27,000 (13,500)	58,000 (29,000)	26,500 (13,250)	57,100 (28,550)	23,300 (11,650)	58,000 (29,000)	22,900 (11,450)
		D15	239,000円以上265,000円未満	51,400 (25,700)		50,500 (25,250)		27,000 (13,500)		26,500 (13,250)		23,300 (11,650)		22,900 (11,450)
		D16	265,000円以上301,000円未満	54,000 (27,000)		53,000 (26,500)		27,300 (13,650)		26,800 (13,400)		23,300 (11,650)		22,900 (11,450)
		D17	301,000円以上340,000円未満	54,500 (27,250)	80,000 (40,000)	53,500 (26,750)	78,800 (39,400)	27,500 (13,750)	77,000 (38,500)	27,000 (13,500)	75,800 (37,900)	23,500 (11,750)	77,000 (38,500)	23,100 (11,550)
		D18	340,000円以上	56,100 (28,050)	104,000 (52,000)	55,100 (27,550)	102,400 (51,200)	28,300 (14,150)	101,000 (50,500)	27,800 (13,900)	99,400 (49,700)	24,200 (12,100)	101,000 (50,500)	23,700 (11,850)

※決定となった階層の利用者負担額が、上記の金額と異なる場合、利用者負担額軽減の対象となっている可能性があります。詳しくは別紙「利用者負担額(保育料)について」をご覧ください。

* 決定となった階層の利用者負担額が、上記の金額と異なる場合、利用者負担額軽減の対象となっている可能性があります。詳しくは8ページをご覧ください。

◆熊谷市立保育所延長保育料

熊谷市の公立保育所に入所する保育短時間認定の方で、市が定めた8時間の前後の保育を利用する場合は延長保育料がかかります。(利用の際には、事前の申請が必要となります。)

区分	延長保育料
午前7時30分から午前8時30分まで	1時間につき100円
午後4時30分から午後6時30分まで	

〈参考〉

◆教育標準時間認定（1号認定）利用者負担金基準額表 ※月額					
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担（月額）	【参考】 国基準額	
階層	定義				
A	被保護世帯等		0円	0円	
B	A階層を除き、市区町村民税非課税世帯及び支給認定保護者が養育里親等（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）である世帯		1,000円 (0円)	3,000円	
C	A階層を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯		2,000円 (1,000円)		
D	がA階層の区分を除き、該当する市区町村民税所得割の額	D1	38,700円未満	7,000円 (3,500円)	10,100円
		D2	38,700円以上 77,200円未満	10,000円 (5,000円)	
		D3	77,200円以上 105,700円未満	15,000円 (7,500円)	20,500円
			105,700円以上 211,300円未満	17,000円 (8,500円)	
		D5	211,300円以上	21,000円 (10,500円)	25,700円

* 決定となった階層の利用者負担額が、上記の金額と異なる場合、利用者負担額軽減の対象となっている可能性があります。詳しくは8ページをご覧ください。

◆ 多子世帯の保育料の軽減

(1) 教育標準時間認定(1号認定)

1号認定を受けたお子様は、同一世帯から小学校3年生以下のお子様のうち2人以上が同時に小学校、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設、認定こども園、家庭的保育事業等、児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合、最年長のお子様を第1子、その下のお子様を第2子とカウントし、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が小学校3年生までの範囲外になった場合(進級して小学校4年生になった場合)は、それまで第2子だったお子様を第1子としてカウントすることとなります。

(2) 保育標準時間・短時間認定(2号、3号認定)

2号又は3号認定を受けたお子様は、同一世帯から小学校就学前のお子様のうち2人以上が同時に幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設、認定こども園、家庭的保育事業等、児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合、最年長のお子様を第1子、その下のお子様を第2子とカウントし、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合(小学校1年生になった場合)は、それまで第2子だったお子様を第1子としてカウントすることとなります。なお、2号又は3号認定のお子様のご兄姉(入所児童に対して上のお子様)が幼稚園等に入園しているために軽減を受ける場合には、幼稚園等の在園証明書の提出が必要となります。詳しくは保育課までお問合せください。

◆ ひとり親世帯又は在宅障害児(者)を有する世帯等の保育料軽減

1号認定におけるB又はC階層及び2・3号認定におけるB階層である世帯のうち次に掲げる世帯又は世帯員がいる場合、保育料を0円とします。

- (ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
- (イ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの(以下「在宅障害児」という。)に限る。)
- (ウ) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
- (エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
- (オ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)
- (カ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅障害児に限る。)
- (キ) その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

利用者負担額(保育料)の軽減の拡充について

◆ひとり親世帯、多子世帯等における保育料軽減の拡充

※一般世帯とひとり親世帯又は在宅障害児(者)を有する世帯等では適用の仕方が異なる点がありますので、ご注意下さい。

※児童の兄弟が別居している場合であっても兄弟としてカウントできる場合があります。

※世帯員の異動により対象となることがありますので、その場合は保育課までお申出ください。

※市民税非課税世帯(B階層)の場合、第2子は無料です。

(1) 教育標準時間認定(1号認定)

○利用者負担金基準額(月額)表内の**77,101円未満の世帯**(D2階層まで)

一般世帯・・・多子軽減における年齢制限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降を無料

例)小学校5年生:第1子としてカウント

小学校4年生:第2子としてカウント

幼稚園(1号認定)年長児:第3子としてカウント→保育料無料

ひとり親世帯、7ページ(ア)～(キ)該当世帯・・・多子軽減における年齢制限を撤廃し、第1子を3,000円、第2子以降を無料

例)幼稚園年長児(1号認定):第1子としてカウント→保育料3,000円

幼稚園年中児(1号認定):第2子としてカウント→保育料無料

(2) 保育標準時間・短時間認定(2号、3号認定)

○利用者負担金基準額(月額)表内の**57,700円未満の世帯**(D5階層の途中まで)

一般世帯・・・多子軽減における年齢制限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降を無料

例)小学校5年生:第1子としてカウント

小学校4年生:第2子としてカウント

保育所(2号認定)年長児:第3子としてカウント→保育料無料

○利用者負担金基準額(月額)表内の**77,101円未満の世帯**(D7階層の途中まで)

ひとり親世帯、7ページ(ア)～(キ)該当世帯・・・多子軽減における年齢制限を撤廃し、第1子につき3歳未満児は9,000円を上限・3歳以上児は6,000円を上限とする。第2子以降は無料。

例)小学校1年生:第1子としてカウント

保育所年長児:第2子(保育料無料)

保育所年中児:第3子(保育料無料)

埼玉県及び市が実施する「利用者負担額(保育料)の多子軽減の特例」について

[対象児童]一般世帯で市民税所得割額57,700円以上の世帯若しくはひとり親世帯又は在宅障害児(者)を有する世帯等で市民税所得割額77,101円以上の世帯における、兄弟の年齢に関係なく第3子以降に該当する3号認定である児童(利用者負担額の免除)

◆昨年度、当特例対象であることの申出書を提出し、該当した方で、今年度も3号認定(1、2歳児)の児童につきましては、今回の利用者負担額についても「0円」で決定しております。

※新規入所児童で対象となる方については、別途「利用者負担額の多子軽減の特例対象であることの申出書」を提出いただく必要がございますので、保育課までお問合せください。

保育料の「寡婦(夫)控除のみなし適用」を開始します。

法律上の婚姻歴のない非婚のひとり親世帯は、税法上の寡婦(夫)控除が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親世帯と比べて、保育料の負担額が高くなる場合があります。

婚姻歴の有無により、保育料に格差が生じないように、平成29年4月分の保育料から、婚姻歴のないひとり親世帯に寡婦(夫)控除のみなし適用する施策を開始しました。

1 対象者

保育料算定の基となった市民税のある年の12月31日時点及び申請時点において、次の(1)から(3)のすべてに該当する方

(例)平成31年4月から令和元年8月の保育料算定の基となるのは、平成30年度の市民税です。

- (1) 婚姻によらずに母(父)となり、その後、婚姻(事実婚を含む)をしていない。
- (2) 生計を一にする20歳未満の子(合計所得金額が38万円以下で、ほかの人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。)がいる。
- (3) 父の場合、合計所得金額が500万円以下に限る。母の場合、所得制限はありません。

2 事業概要

(1) 実施時期

平成29年4月1日の保育料から適用を開始しました。

(2) みなし適用の内容

保育施設等の保育料について、寡婦(夫)控除のみなし適用の申請に基づき、寡婦(夫)控除があるものとみなして税額を再計算します。

(3) 控除額

寡婦(夫)控除のみなし適用控除の額は、税法上の控除額に準じます。

なお、合計所得金額が125万円以下の場合には非課税扱いとなります。

みなし適用の区分	みなし寡婦控除	みなし寡夫控除
合計所得金額が500万円以下	30万円	26万円
合計所得金額が500万円超	26万円	—

※みなし適用しても、保育料が減額にならない場合があります。

※保育料についての適用であり、税法上の控除を受けることはできません。

3 手続方法

保育課に、次の必要書類を添えて申請してください。

- ①寡婦(夫)控除のみなし適用申出書
- ②申請者・子の戸籍全部事項証明書(3か月以内に発行したもの)
有効期限内の児童扶養手当証書の写し
- ③②のほか、必要に応じて、住民票、戸籍謄本、課税証明書等

保育料の減免についてご相談ください。

保護者の失業や疾病等により、所得の状況が著しく減少した等の状況にある世帯に対して、保育料の減免を実施することで、経済的な負担を軽減して子育て支援を図ります。

1 対象者

次のいずれかに該当する場合、保育料の減免を受けられる可能性があります。

1	天災・火災等により住宅、家財に損害を受けた場合
2	農作物の不作、不漁等により世帯収入が減少した場合
3	世帯員の死亡又は心身への重大な障害若しくは長期入院等により世帯収入が減少した場合
4	事業の休廃止又は損失の発生若しくは失業等により世帯収入が著しく減少した場合
5	多額の医療費がかかる場合
6	児童が傷病等のため、1月のうち1日も利用しなかった場合
7	その他

2 手続方法

保育課に、次の必要書類を添えて申請してください。

- ①利用者負担額減免申請書
- ②給与支給明細書、医療費等の領収書等

※申請月分の利用者負担額が既に納入済みである場合、減免の適用はできません。

※前年度まで遡って減免の適用はできません。

※減免の適用を受けている期間中に、減免適用にかかる家庭状況等に変更が生じた場合は、届が必要です。

